

令和6年2月21日

令和6年2月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年2月21日(水) 午後1時30分～1時45分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	14番	小濱	邦臣				
副会長	6番	中村	正治				
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男	
	3番	入交	享子	4番	矢頭	周	
	5番	久保	睦子	7番	南野	悟	
	8番	吉田	公俊	9番	早川	訓男	
	10番	谷山	正昭	11番	池田	洋一	
	13番	西林	肇				

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席委員

12番 大西清一

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	谷田	明夫	事務局次長	松下	伸弘
事務局長代理	奥田	真貴子			

7 議事録署名委員

5番	久保	睦子	7番	南野	悟
----	----	----	----	----	---

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による
農用地利用集積等促進計画の認可通知

報告事項 地域農家等認定基準に関するガイドラインの概要

9 会議の概要

議 長

ただいまから令和6年2月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は13名でありますので会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議 長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、5番、久保 睦子委員、並びに議席番号7番、南野 悟委員
をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答を
いただいておりますので報告をいたしておきます。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、2筆、2,667平方メートルについてでございます。

申請地の位置等につきましては、議案第1号参考資料でご確認をお願いします。内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものでございます。

いずれも譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。
事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、671平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付き、5年の再設定でございます。

転借人は市外在住の準農家で、現在、茨木市内で農地を借り受けし、野菜を栽培しております。

農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ご意見等はございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に要請いたします。

議長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分2件、以下、報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項に移ります。

市が取り組んでおります地域計画では、農地の担い手の確保がより一層重要になりますことから、市では新規就農者を育成するためのガイドラインの策定に向け準備を進めております。

ガイドラインに基づく取り組みを進める上で、委員の皆様のご理解、ご協力が必要になりますことから、現在策定中ではございますが、ガイドラインの概要につきまして説明を受けたいと存じます。

事前に茨木市農林課職員の出席を求めていますので、ガイドラインの概要につきまして説明を求めます。

農林課推進係長、正木さん。

農林課職員

地域農家等認定基準に関するガイドラインの概要を説明。

議 長

以上、本日の案件はすべて議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、豊能町への委員等視察研修を2月28日水曜日に行います。当日は市役所に集合してマイクロバスで送迎いたしますので、午後0時45分、市役所南館東玄関集合をお願いします。

次に、ふるさと農業再生委員会を3月4日月曜日、午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございりますが、3月22日金曜日、午後1時30分から本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和6年2月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月21日

茨木市農業委員会

議長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

